平成２９年（フ）第３２４号
奈良市富雄元町４丁目８番14―206号
債務者　栗本　雅子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１３８号
鳥取県米子市義方町13番地１
債務者　布野　尊夫
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第８３号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田769番地
債務者　大塚　音文
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９１号
愛媛県松山市福音寺町741番地１　カーサＡＣ209号
債務者　𠮷下あけみ
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８７号
宮崎市佐土原町東上那珂6985番地
債務者　長友　孝博
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４９８号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目47番１号ビレッジハウス玉里１―402号
債務者　福吉　昭子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５０９号
鹿児島県鹿児島市西千石町６番５号　ＪＧＭヴェルデ西千石201号
債務者　髙橋　美幸
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
福島県いわき市内郷御厩町川向29番地の11アローアイランドＢ、従前の住所福島県郡山市台新２丁目14番７号
債務者　菅波　秀樹
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１４７号
富山市安養寺442番地１
債務者　安守　晃治
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４６号
福井県吉田郡永平寺町松岡春日３丁目37番地
債務者　川崎　清美
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１２号
山梨県南アルプス市吉田334番地５
債務者　名取　英美
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
徳島県徳島市南末広町５番66号、旧住所徳島県徳島市末広４丁目３番16―103号　クラヴィエＭ２
債務者　南谷三佳代
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５３号
愛媛県宇和島市明倫町２丁目２番17号　三国荘15号
債務者　大西　慶子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１０１号
佐賀県武雄市北方町大字志久1787―１　カーサフェリーチェ１号棟103号室、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2183番地３
債務者　山口　佳子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１５５号
宮崎県日向市大字財光寺1451番地２
債務者　嶋津　美香
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第８８号
岡山市北区今保193番地１サニーメゾン壱番館105号、旧住所岡山市南区米倉43番地１レオネクスト米倉Ⅲ204
破産者　藤原　章宏
1　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
2　一般調査期日　平成30年２月８日午前11時50分
平成29年12月21日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２９号
茨城県鉾田市当間766番地１
破産者　鈴木　照明
1　破産債権の届出期間　平成30年１月26日まで
2　一般調査期日　平成30年２月９日午前10時15分
平成29年12月21日　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第７５４号
大阪府松原市別所２丁目１番14号
破産者　有限会社レッグニットテック
1　破産債権の届出期間　平成30年１月26日まで
2　一般調査期日　平成30年３月１日午前11時
平成29年12月21日
大阪地方裁判所堺支部破産係